

平成 30 年度 第 1 回 宗像市保健福祉審議会議事録

日 時：平成 30 年 5 月 31 日（木）

19 時 00 分～20 時 15 分

場 所：市役所北館 2 階 202 会議室

出席委員：鬼崎会長、岡山副会長、安東委員、大隅委員、大坪委員、塩谷委員、柴田委員、
中原委員、中谷委員、飛鷹委員、前村委員、間世田委員、松倉委員、山下委員

事務局：【健康福祉部長】篠原部長 【保険医療担当部長】中村部長
【福祉課】高野課長、有吉係長 【介護保険課】吉武課長、長濱係長
【高齢者支援課】衣笠課長 【地域包括支援センター】織戸所長
【健康課】恵谷課長、西川参事、松井主幹、有吉係長、上田企画主査、小原主事
【子どもグローバル人材育成担当部長】塔野部長
【子ども家庭課】早川課長 【子ども育成課】早川課長、本田係長
【子ども支援課】八木課長

【開会】（19:00）

1 開会あいさつ

（鬼崎会長より挨拶）

2 委嘱状交付

（新たに委嘱された中原委員の紹介。委嘱状の交付。中原委員より自己紹介。）

3 市関係異動職員の紹介

（4月1日付けの機構改革により創設された子ども支援課の紹介。4月1日付けで異動のあった職員より自己紹介。）

4 議事録（議事要旨）署名委員の指名

（会長により、柴田委員と中原委員が署名委員として指名され、本人承諾。）

5 報告

（1）第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画について

会 長：事務局より説明をお願いします。

事務局：（福祉課長より報告）

会 長： 質疑応答があれば、発言してほしい。

(質疑等なし)

(2) 第7期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

会 長： 事務局より説明をお願いします。

事務局： (介護保険課長、係長より報告)

会 長： 質疑応答があれば、発言してほしい。

(質疑等なし)

(3) 第3次宗像市保健福祉計画の進捗状況の報告について

会 長： 事務局より説明をお願いします。

事務局： (健康課長より報告)

会 長： 質疑応答があれば、発言してほしい。

委 員： 7ページ(6)地域医療体制の整備とかかりつけ医の普及について、今後の方針としてかかりつけ医を持つことの普及、啓発に取り組むとしている。しかし、現在、宗像市では広報等を通じて、かかりつけ薬剤師の普及、啓発にも取り組んでいると思っている。そこで、今後の方針として、かかりつけ薬剤師も推進の対象に入れてほしい。

会 長： 要望ということでよろしいか。

委 員： はい。

事務局： 以前、かかりつけ薬剤師を持ちましょうという特集をした。内容についても反映させていきたいので、ご協力をお願いしたい。

委 員： 1年半ほど前に、母を宗像市の施設に入所させるのにととても苦労した。現在、宗像市には、どのくらい入所待ちの高齢者がいるのか。

会 長： 地域密着型サービスが位置づけられ、市としても取り組んできたかと思う。委員の体験を踏まえての質問に対して回答をお願いします。

事務局： 現在の施設の整備状況については、「第7期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の89ページ以降に各施設の整備状況等を記載している。今回計画を作成するにあたって、市内の待機状況等を調査した。平成29年3月に行った調査結果によると、施設入所の待機者は、特別養護老人ホームが165人、グループホームが33人、特定施設入居者生活介護が15人であった。平成26年3月の調査結果と比べると、特別養護老人ホームが平成26年の322人に対し半減している。待機者数が半減した要因として、ひとつは制度改正により、特別養護老人ホームの入居者の条件が要介護3以上になったこと。もうひとつは、宗像市の施設の整備状況において、平成28年の12月に60床、平成29年9月に50床開設したことが考えられる。また、近隣自治体において、平成28年に岡垣町で80床、福津市では相次いで30床、40床と増床されており、このことも要因として考えられる。実際に施設の職員に現状を訪ねてみると、空きが生じたからといってすぐに入所をご案内するほど深刻な人がいる状況ではないということであった。また、施設を整備してもなかなか介護人材が集まらず、介護職員不足のため入所できない状況もあった。これらを踏まえて、第7期の施設の整備計画としては、グループホームの9床のみとしている。

委 員： 16ページに、子ども家庭支援に関する教職員研修を実施したとあるが、子ども家庭支援に関する相談件数は、何件ぐらいあるのか。また、17ページに、保育定員について認可保育所1園と認定こども園1園の整備で100人増、既存認定こども園による5人増で合計105人の保育定員増を図ったとあり、柔軟な対応で良いと思う。

会 長： 子ども家庭支援の現状や取り組みについての質問と、保育課題への取り組みについて大いに評価できるというご意見で、質問に対する回答をお願いします。

事務局： 子ども家庭支援の状況について、平成29年度の相談の実件数は738件、延べ件数は9,082件であった。平成28年度と比べ、実件数に関して変わりはないが、延べ件数は500件程度増加している。平成24年度と比べると、実件数は2倍、延べ件数は3倍に増えている。

会 長： 子ども家庭支援に関する相談件数が、大幅に伸びてきているということであった。保育課題への取り組みについてお褒めのご意見をいただいているが、事務局から回答等あればお願いします。

事務局： 数字的には柔軟に整備をしているところであるが、残念ながら待機児童の解消には至っていない。ただし、宗像市としては、平成31年度で待機児童を解消したいということで、計画をしている。そして、今までは増加傾向にあった待機児童も、毎年の整備の効果から、平成30年4月時点での待機児童数は、半減している。来年度については、倍の整備をする予定としているので、待機児童は解消すると思われる。

委員： 5ページの今後の方針のところ、特定健診・特定保健指導について、受診率及び実施率の向上のほか、情報発信や受診勧奨の内容の見直しなどを行う、とあるが、具体策があれば教えてほしい。

事務局： 受診率は、32.7%（平成30年4月末速報値）となっているが、37%を超える見込みである。具体策としては、転入等の際に国民健康保険の窓口で、国民健康保険被保険者に対して、健診の案内をしている。

今年度から、受診勧奨については、一概にはがきを送るのではなく、受診履歴や問診の内容等を含めて、人に合わせた勧奨資材の送付を試みる。加えて、「情報連携事業」、本人から同意をいただければ、医療機関で検査した項目が特定健診の項目に該当する場合、受診したとみなすことができる、という新しくスタートした制度に基づいた事業がある。こういった細かい対応を、一步ずつ積み重ね、受診率の向上を目指していきたい。

会長： 国民健康保険もそうであるが、いわゆる協会けんぽというところでも、健診等で精密検査やメタボ関係のことを言われた方に対して様々な働きかけを行っており、啓発など、健康維持のための取り組みを行っている。

委員： 質問と意見がある。9ページの認知症地域支援推進委員についてはわかるが、生活支援コーディネーターについて詳しい役割など教えてほしい。

それから、介護予防の推進というところで、認知症に関する講座（音楽療法）とある。地域で、音楽で介護予防といった音楽と運動を合わせた取り組みが何回か行われている。しかし、ルックルック講座では年に1回しか使えず、日常の中で介護予防するにあたっては年に1回では効果が見られない。年に何回かできるような仕組みづくりはできないか。

会長： まずは生活支援コーディネーターについて、事務局より説明をお願いします。

事務局： まず、生活支援コーディネーターの配置については、4月に全地区に配置した。そして、生活支援コーディネーターについては、地域に出向き、地域資源の把握、把握した地域資源の活用に向けた取り組みへの支援、それから、地域での居場所

づくりや高齢者の支援に向けた様々な場所での意見交換をする協議体の発足に向けた支援をするという役割がある。あるいは、情報共有のつなぎ役の中心となって進めていくという役割がある。

委員： 赤間地区のような範囲が広い地域もあるが、実際にそのような取り組みが本当にできるのか。

事務局： この生活支援コーディネーターは吉武、赤間、赤間西地区に一番に配置している。先ほど申し上げたような取り組みを進めているが、時間はかかると思っている。居場所づくりや、吉武、赤間、赤間西地区における高齢者を取り巻く資源の違いなどの様々な課題を把握、情報共有し、課題解決に向けた取り組みを支援していこうと考えている。その他の地域についても、地道に地域に出向いて、様々な地域資源の把握に努め、地域の中心となるコミュニティや自治会と情報共有をし、進めていきたい。

会長： 地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、地域の各種団体との連携が重要になってくるのではないかと思う。実績や効果が出るのは、まだまだ先になるのではないだろうか。

委員： よく理解できるのだが、地域の協力がないと、生活支援コーディネーターだけでは難しいと思う。

事務局： 委員のおっしゃるとおりである。そこで、ぜひお願いしたいのが、地域の中で生活支援コーディネーターと一緒に育てていただきたいと考える次第である。地域にある資源を一緒になってご紹介いただきたい。また、場合によっては、生活支援コーディネーターが様々な会議に参加することもある。その時に、生活支援コーディネーターが地域資源を知り、人を知り、場所を知ることにも必要だと考えている。改めてのお願いとなるが、一緒に育てていただきたいという思いである。

会長： それでは、2つ目の音楽療法の取り組みについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 音楽療法については、健康課が実施している。この事業は、ドラムやピアノなどの複数の楽器奏者が各地区に出向き、演奏に合わせて歌ったり、リズムに合わせて体を動かしたりしてもらうことによって、脳トレや心肺機能・体力の維持増進を図ることを目的としている。予算的には、全地区で3回程度行われるように準備はしているが、ルックルック講座の案内に1回となっていたことに関しては、確認して訂正したい。また、この事業については、コミュニティの健康福祉部会等を通じてご案内させていただいているが、周知についてはまだまだ不十分と感

じるところがある。更なる周知を徹底し、地域の皆さんにご利用いただけるようご案内していきたい。

委員： 私は70歳を超えているが、体力的には持て余している状態で、何かできないかと考え、ボランティアで施設の高齢者の話を聴いたり、一緒にお散歩したりできないか、ある施設に提案したことがある。私の状況と似たような方たちが、介護のお手伝いなどができれば、お互いにいいのではないかと考える。無理のない程度にそういうことができる方が、いわゆる高齢者とされている方の中にたくさんいるのではないかと。市の方でも、なんらかの形でこういった高齢者に対する取り組みができたらいのではないかと。認知症の予防にもなるのではないかと。

事務局： 委員のおっしゃることには、大きく2つ意味があると思う。地域の中でのボランティアとして、助け合い、支え合いというのは、介護保険事業計画でも示しているところであり、次のコミュニティ会長会会議にて、地域の支え合いの仕組みづくりについてご説明をさせていただきたいと考えている。もう一つの意味として、専門的な知見をお持ちの方を今後どう活躍いただくか、ということである。これは、先ほどの生活支援コーディネーターの役割の中でもお話したが、地域の資源、人材をどう発掘していくか、というところにかかってくるのではないと思う。委員も何らかのかたちでお手伝いいただければと思う。

委員： 私はついこの間まで、専門的な仕事をしており、みなさんからそういうイメージで見られるかもしれない。しかし、私にできることはできても、ひょっとしてできないことがあるのではないかと不安に思うことがある。そういう意味では、専門的な場所にいるべきではないと思う。しかし、お散歩のお供などはできるかもしれない。

事務局： 地域での支え合いの仕組みづくりの中で、ご助力いただければと思う。

委員： これまで健康でいさせていただいた、その恩返しのつもりでいるので、なんでも言っていたいただければと思う。

事務局： 委員のご指摘のとおり、できる範囲でのご協力をどういう風に仰いでいくかが大事になってくる。その点をしっかりと押さえながら、他の地区についても活動を進めていきたい。

委員： 私を1つの事例として、少しずつでも他の高齢者に広がっていけば、人材不足の解消につながっていくのではないかと。

委員： 今は、全地区のコミュニティが、ボランティアを募集している。英語を教えたり、音楽を教えたりしてくれるボランティアの人たちに来てもらっているコミュニティ・センターが多くある。毎週は難しいので、期間を分けながら来てもらっている。

委員： 人によって体力に差があるので、できる範囲でやっていけたらと思う。それでも、塵も積もれば山となる。

会長： 貴重なご意見に感謝する。他に質疑応答があれば、発言してほしい。

委員： 障害者手帳を持っている人は、年々増加していると報告にあった。手続きは、本人が申請をしてから、行政が認定をするという流れなのか。例えば医療機関に、障害者医療証を持ってくる方がいる。様々な人が来られるが、この人はなぜ持っていないのだろうか、この人はなぜ持っているのだろうかと疑問に思うことがある。障害者手帳も、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とあるが、障がい福祉サービスを本当に受けたい人を、公平に救い上げができていないのか、できていないのかお答えいただきたい。もう一つ、障害者手帳と障害者医療証は更新の制度があるのか。

会長： 3種類の手帳の手続きの流れについてと、更新の制度について事務局から回答をお願いします。

事務局： 障害者手帳については、本人の申請が多い。しかし、医療機関に受診された際に、医師から障害者手帳が取れるのではないかと案内を受ける方もいる。その後、市役所に来られたら、障害の程度を聴き取りし、その障害にあった診断書をお渡ししている。そして、その診断書を書くことができる医師にかかっただき、それを基に申請していただく。判定は県の更生相談所がする。

更新については、障害によって変わってくる。昔は一度手帳が交付されると、更新はほとんどなかった。最近では、身体障害者手帳を持っている方で、2年に1回更新しないといけない人がでてきている。療育手帳についても、更生相談所が判定し、有期認定され、次回の更新日が手帳に記載される。精神障害者保健福祉手帳についても決まりがあり、2年に1回程度更新の手続きをしていただく。

公平に救い上げができていないかという点については、障害をもち、生活に支障が出た場合、相談を受けてから手帳手続きのご案内をしたり、別の制度で補えることをご案内したりしている。しかし、相談の方法がわからない方もいらっしゃると思うので、完璧にはできていない部分もあると思う。

委員： 医療機関などでも、この方は何らかの障害があるのではないかと感じた場合、市役所に相談するようご案内したらいいのではないだろうか。障害がひどくなることはあっても、良くなることはあまりないので、市役所窓口での相談を勧めることができたらいいいのではないか。

会長： 基本的には自己申告になると思うが、今お話にあったように、気づかれた方が市役所での相談を勧めてあげられたら、市役所の方も適切に対応するかと思う。他に質疑応答があれば、発言してほしい。

(質疑等なし)

6 その他

会長： 今後の審議会についてスケジュールも含めて、事務局から説明をお願いする。

事務局： 今年度は、もう1度審議会を開催予定である。その時の議題としては、「自殺対策の計画について」と「地域福祉計画の進め方等について」をご相談させていただく予定である。時期としては、年末または年明けを目処に準備を進めていきたい。また日程調整等させていただきたいと思う。

会長： 自殺対策の計画や地域福祉計画について、お知恵をお借りしたいということであった。年末や年明けに開催予定とのことなので、ご多忙かとは思いますが、出席をお願いする。以上で終わりたいと思う。

事務局： (健康福祉部長より閉会の挨拶)

【閉会】 (20:15)

平成30年7月23日

署名 _____ 柴田 祐治 _____

署名 _____ 中原 由美 _____